軽減判定基準の改定について

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の軽減対象となる総所 得金額等の基準額が、昨年度に引き続き改定される見込みです。

1 改定の内容について

【基準額の推移】

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
平成 29 年度	33 万円以下	33 万円+ 27 万円 ×加入	33 万円+ 49 万円 ×加入
		者と特定同一世帯所	者と特定同一世帯所
		属者の数	属者の数
平成 30 年度	33 万円以下	33 万円+ 27.5 万円 ×加	33 万円+ 50 万円 ×加入
		入者と特定同一世帯	者と特定同一世帯所
		所属者の数	属者の数
平成 31 年度	33 万円以下	33 万円+28 万円×加入	33 万円+51 万円×加入
(案)		者と特定同一世帯所	者と特定同一世帯所
		属者の数	属者の数

平成30年度の基準では、(3人世帯として)

- 5 割軽減該当=1,907,100円
- 2 割軽減該当=2,871,400円

であったものが、

- 5 割軽減該当=1,928,500円
- 2 割軽減該当=2,914,200円

となり、H30.12 末現在の賦課状況から考えると、

- 5 割軽減該当世帯=2,578 世帯→2,644 世帯 (66 世帯増)
- 2 割軽減該当世帯=2,520世帯→2,722世帯 (202世帯増)
- とそれぞれ増となる見込みです。
- これに伴い、税収は約700万円減となる見込みです。
- (新たに2割軽減に該当することによるもの約500万円、
 - 2割軽減から5割軽減に変わることによるもの 約200万円)

2 改定時期

昨年度と同様のスケジュールの場合、平成31年3月下旬の公布、同月末頃の専決処分、4月1日からの施行が見込まれます。